

## 長野県景観計画等の概要について

## 景観法

## 基本理念

- ・良好な景観の育成に関する基本理念を定める
- ・建築物等に対する具体的な規制や各種支援のための新しい概念の創設
- ・地方公共団体の自主性を尊重して、規制等を地方公共団体の条例に委ねる

## 景観計画（景観法第8条第1項）

景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画

## 長野県の景観計画

## 景観計画の区域

## 景観行政団体である市町村を除く全県

## 景観育成重点地域の指定

浅間山麓景観育成重点地域  
八ヶ岳山麓景観育成重点地域  
国道 147 号・148 号沿道景観形成重点地域  
高社山麓・千曲川下流域景観形成重点地域

## 景観育成特定地区の指定

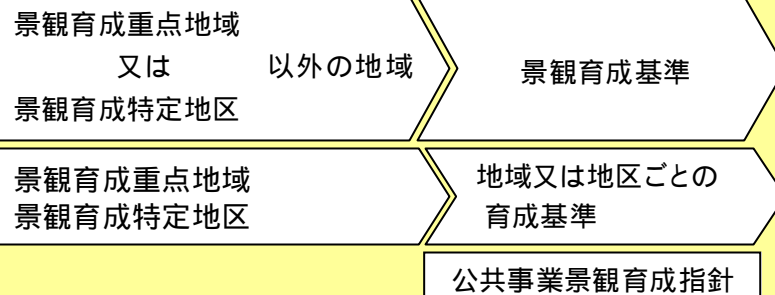
伊那市西箕輪景観育成特定地区

## 良好な景観計画に関する方針

- 【景観育成重点地域】 信州の景観の骨格となるような地域  
【景観育成特定地区】 地域の特性に応じた景観の育成を推進すべき地域

## 景観育成のための行為の制限

## 【規制又は措置の基準】



景観重要建造物の指定の方針  
景観重要樹木の指定の方針  
屋外広告物の表示等の制限に関する事項  
景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 ほか

## 行為の規制

景観法第 16 条

長野県景観条例第 10 条

景観重要建造物等

景観地区計画

その他

# 高社山麓・千曲川下流域 景観育成重点地域景観計画の変更案

## 下高井郡山ノ内町の 景観行政団体への移行

建設部 建築指導課

1

### 長野県景観計画

#### 景 観 法

平成17年6月1日

施 行

#### 長野県景観条例

平成 4年4月1日施行  
平成18年4月1日改正

条例第4条に規定

2

## 長野県の景観計画

長野県景観計画(景観育成基準・届出対象行為)  
< 景観行政団体である市町村の区域を除く >

- 浅間山麓景観育成重点地域景観計画
- 八ヶ岳山麓景観育成重点地域景観計画
- 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画
- 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画
- 伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画

3

## 市町村の景観行政団体への移行

(景観法第7条第1項、第98条第2項、第3項)

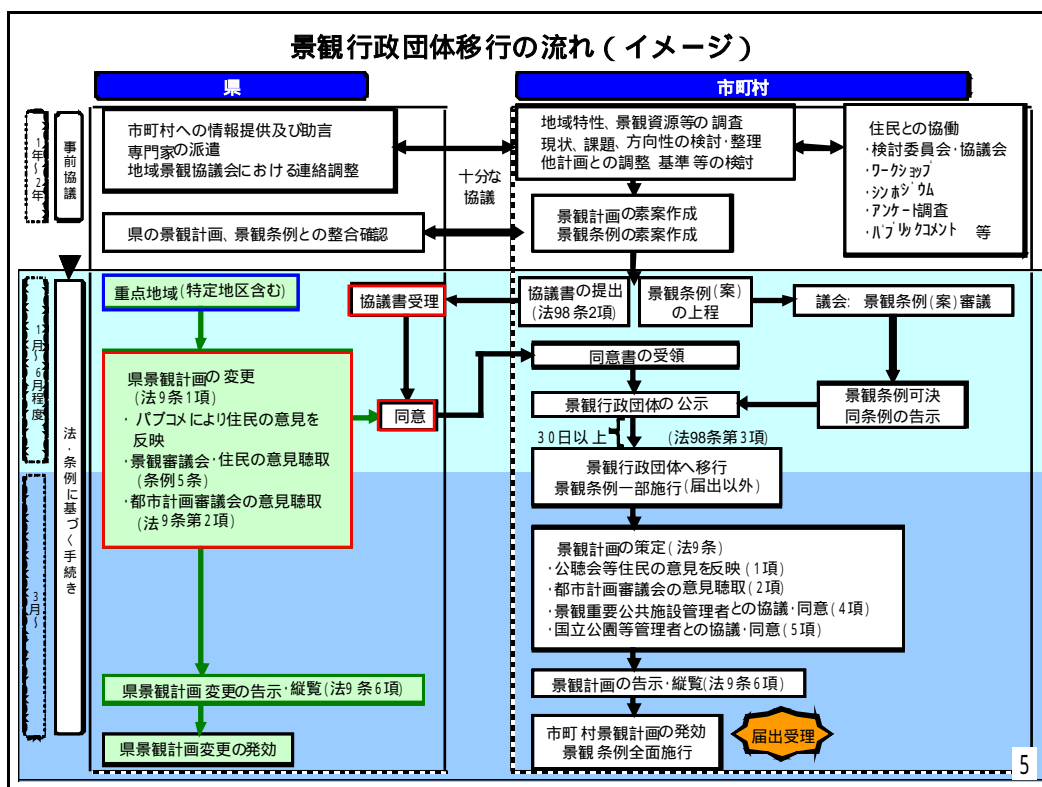
都道府県へ  
協議書提出

景観行政団体になる旨の公示  
(30日以上)

市町村  
景観行政団体へ移行

- 景観行政団体
  - ・ 景観条例を制定
  - ・ 景観計画を策定
  - ・ 景観形成基準に基づき届出制度を運用

4



## 山ノ内町の景観行政団体への移行

- H24. 1月 県へ協議書を提出
- 2月 同意書受理
- 3月 景観条例を町議会に上程
- 4月 景観行政団体移行の公示
- 5月 公示から30日後  
景観行政団体へ移行
- 9月 景観計画策定、告示・縦覧
- 10月 景観法に係る届出受付開始

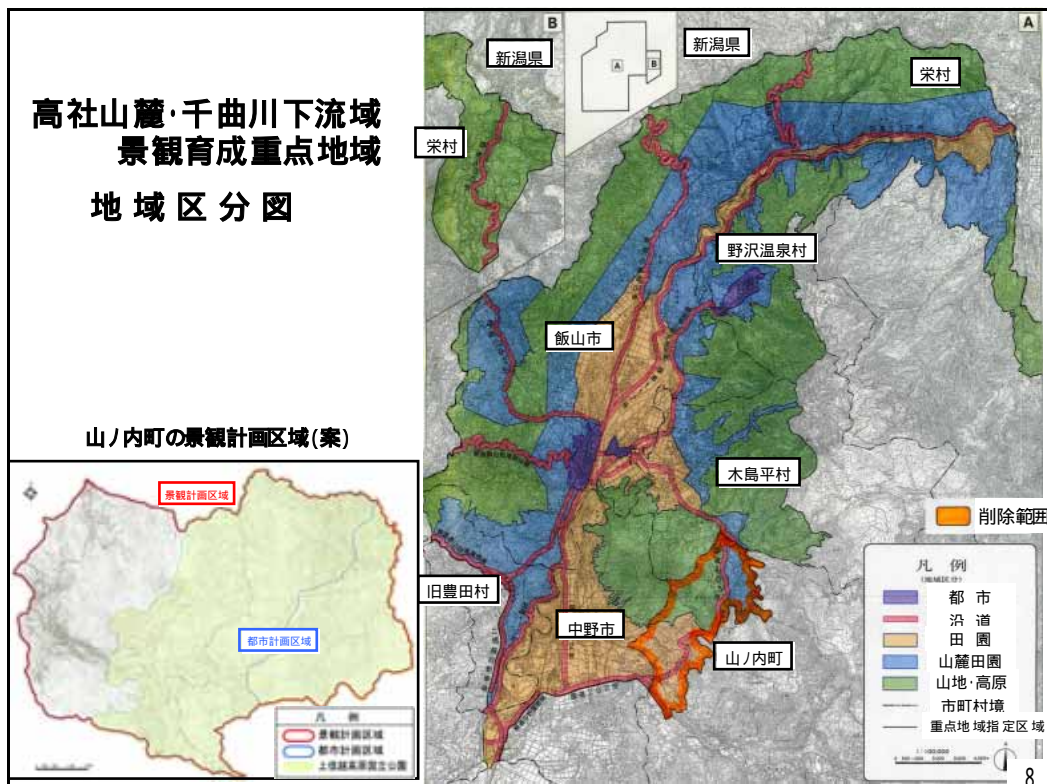
## 景観育成重点地域景観計画の変更

- 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画  
地域：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、  
野沢温泉村、栄村
- 変更箇所：山ノ内町の区域の削除

## 景観審議会への意見聴取

- 長野県景観条例第5条第1項  
知事は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、広く県民等の意見を求めるとともに、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 同条第2項  
景観計画の変更について準用する。

7



## 届出基準 (主なもの)

届出の行為	長野県		山ノ内町
	全域(重点地域除く)	重点地域	全域
建築物新築 増改築	建築面積 1,000㎡を超えるもの	床面積 20㎡を超えるもの	床面積 20㎡を超えるもの
建築物 外観・色彩変更	変更面積 400㎡を超えるもの	変更面積 25㎡を超えるもの	変更面積 25㎡を超えるもの
土地の形質変更	面積 3,000㎡を超えるもの	面積 300㎡を超えるもの	面積 300㎡を超えるもの
プラント類、自動車 車庫、貯蔵施設、 処理施設類	築造面積 1,000㎡を超えるもの	築造面積 20㎡を超えるもの	築造面積 20㎡を超えるもの
電気供給施設	高さ 20mを超えるもの	高さ 8mを超えるもの	高さ 8mを超えるもの
屋外の物件堆積	高さ3m 又は面積 1,000㎡を超えるもの	高さ3m 又は面積 100㎡を超えるもの	高さ3m 又は面積 100㎡を超えるもの

9

## 今後の県の手続き

- 1月中旬 山ノ内町から協議書受理
- 2月中旬 山ノ内町へ同意書施行
- 9月初旬 高社山麓・千曲川下流域  
景観育成重点地域景観計画  
告示・縦覧
- 10月初旬 変更後景観計画発効  
(山ノ内町景観計画発効とあわせ)

10

## 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点区域景観計画の変更に対する県民意見

## 1 パブリックコメント結果

意見募集期間	平成 23 年 12 月 22 日から平成 24 年 1 月 20 日まで
意見総数	1 件
意見の内容	<p>「街並み」等の一区域的な景観であれば市町村でもなんとか対処出来るかもしれませんが、「山麓」等の広域的な景観については県でなければ担うことは絶対に不可能です。</p> <p>このため景観法でも県が景観行政団体をやりなさいと言っているのです。</p> <p>山麓等の景観行政を、それぞれ地元市町村が市町村毎バラバラと担うことは非常に危険ですし、そもそも町村にはそんなノウハウもなく、おそらく専任の係さえ設置できないでしょう。とても無理です。また、本当の意味の景観には市町村の区域という概念は存在しないのです。</p> <p>いままでも県は安易に同意をして失敗してしまいましたが、信州の景観行政を担う覚悟を県にはしてもらいたい！！</p>
意見に対する県の考え方	<p>景観法における制度の趣旨等から、基礎的自治体である市町村が景観育成の中心的役割を担うことが望ましく、山ノ内町が景観行政団体となることにより、地域景観の特性に応じたきめ細かな景観行政が行われるものと考えております。</p> <p>県は、広域的な景観育成が支障なく整合的に行われるよう、地域景観協議会等を通じて市町村との連絡調整を行うとともに、市町村が行う景観育成の取組みに対して、技術的助言等の支援をまいります。</p>

## 2 関係市町村への意見聴取結果

意見聴取先	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
意見総数	1 件
意見の内容	隣接地域間で景観計画の内容に大きな差異が生じないよう、今後必要に応じて連絡調整をお願いします。